

報道関係者 各位

令和2年11月18日

【照会先】

秋田労働局賃金室

室長 柳原政雄

賃金指導官 佐藤博幸

(電話) 018 (883) 4266 (内線 330)

## 秋田県の特定最低賃金が変わります

～ 4業種全てで令和2年12月25日から効力発生 ～

### 概要

#### 1 改定内容（詳細は別添リーフレット参照）

- ① 秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金  
時間額 895円（現行891円、引上額4円）
- ② 秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金  
時間額 836円（現行833円、引上額3円）
- ③ 秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金  
時間額 877円（現行873円、引上額4円）
- ④ 秋田県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金  
時間額 864円（現行861円、引上額3円）

#### 2 審議経過等

- (1) 上記1の特定最低賃金について、令和2年7月31日までに関係労働者団体から改定に係る申出が行われました。秋田労働局長（甲斐三照）は、8月5日に金額改定の必要性の有無について秋田地方最低賃金審議会（赤坂薫会長）へ諮問したところ、同審議会は、8月21日に「金額改定の必要性あり」との答申を行いました。
- (2) 上記2（1）の答申を受け秋田労働局長は、令和2年8月21日に秋田地方最低賃金審議会へ各特定最低賃金の金額改定について諮問しました。同審議会は、4つの専門部会を設け慎重に審議を重ねた結果、上記1①～④のとおり改定することが適当であるとの答申を行いました。秋田労働局長は、異議申出にかかる公示を行ったところ異議申出期間までに申出がなかったことから、本日（11月18日）官報公示を行いました。これにより、改定後の特定最低賃金は、令和2年12月25日から効力が発生することとなります。

#### 3 その他

特定最低賃金額の推移については別紙「秋田県最低賃金額の推移」を参照下さい。